

令和２年 教育委員会第12回定例会 会議録

日 時 令和２年７月14日（火）

午後３時00分～午後３時28分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 １ 報告

【指導課】

（１）令和３年度使用 中学校・中等教育学校前期課程 教科用図書選定委員会
答申【秘密会】

（２）教科書展示会の結果

（３）いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告

【九段中等教育学校】

（１）九段中等教育学校における新型コロナウイルス感染症の影響により家計
が急変した世帯への対応について

第 ２ その他

【子ども総務課】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（７月20日号）掲載事項

出席委員（５名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長事務取扱 子ども部参事	小池 正敏
学務課長	小原 佳彦
指導課長	佐藤 友信

統括指導主事	田中 博
--------	------

欠席委員（０名）

欠席職員（０名）

書記（２名）

総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

坂田教育長	皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、教育委員会を開催いたします。 まず、会議の開催に先立ちまして、傍聴の申請が仮にありましたら、傍聴を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、ただいまから令和２年教育委員会第12回定例会を開会いたします。 本日、教育委員の出席は全員でございます。 今回の署名委員は、長崎委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。 まず、本日の次第、議事日程をご覧いただきたいと思います。報告事項が、指導課３本、九段中等から１件と。それで、その他事項ということになります。 まず、（１）に掲げております令和３年度使用の中学校あるいは中等教育学校の前期課程の教科書選定委員会の答申でございますが、現在まだ意思形成の過程でございますので、秘密会というのですかね、という形で後ほど取り扱わせていただきたいと思います。思っております。 これについては教育委員の可否を頂くということになります。まずは、ただいま申し上げた教科書選定委員会の答申、これについては秘密会ということによろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
坂田教育長	はい。ありがとうございます。 つきましては、本件については、本日の議事の最後に取り扱いたいと思います。 それでは、その他、順を追って進めてまいります。

◎日程第１ 報告

指導課

（２）教科書展示会の結果

（３）いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告

九段中等教育学校

(1) 九段中等教育学校における新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への対応について

坂田教育長 日程の第1、報告事項の中の(2)です。教科書展示会の結果でございます。指導課より説明をお願いします。

指導課長 はい。それでは、教科書展示会について報告いたします。

まず、来場人数でございます。過去4年間を含めた人数については、表にまとめておるところでございます。今年度は法定展示会の6月12日から7月1日に加え、6月2日から6月11日及び7月2日から3日までの特別展示を加え、土曜日を加えた18日間を実施いたしました。教員、教育委員会関係者、地域・保護者等の3つのカテゴリーで集計をして、合計54名の来場ということになっております。

ここ4年、教科書採択が続いているわけですが、30年度は初めての小学校の特別の教科道徳、こちらのほうの採択で、来場者のほうが大幅に増えているということでございます。それ以後も200名近くご来場いただいていたのですが、今年度は、原因は恐らく新型コロナウイルスではないのかというふうに思いますが、来場者のほうは大きく減ったということになってございます。

次に、展示内容についてです。展示内容につきましては、そこに記してあるとおりでございます。

次に、展示会場でございます。今年度は新型コロナウイルスの影響で、例年の会場としておりました図書館が使用できませんでしたので、月曜日から金曜日までの教育研究所と、日曜日の区役所404会議室を会場として行ったところでございます。

アンケートの回収についてでございます。昨年度の21件に対し、今年度は35件ということで、こちらのほうはたくさんのご意見を頂いたところでございます。「今回の展示会にご満足いただけましたか」という質問に対しましては、AとB、合わせまして、肯定的な評価としては97%頂いているところでございます。C、Dを合わせたところ、否定的な評価は3.0ということになっております。

今回に関する内容におきましては、「各社の内容を比較することができ、編集上の特色を知ることができた」「じっくり見せていただける、よい機会になった」「例年どおり平日にも図書館で開催してほしかった」という意見がございました。

裏面以降につきましては、約3ページにわたって、その回答につきまして掲載をさせていただいておりますが、なかなか本質を突いている意見もあり、こちらとしては参考になることも多かったということでございます。

教科書展示会についての報告は以上です。よろしくお願いします。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

そうですね。来場された方は随分減りましたが、これはコロナとい

うか、図書館がないというのが大きかったのですかね。

何かご意見、ご質問等がございましたら、どうぞ、お願いいたします。よろしいでしょうかね。

(な し)

坂田教育長

はい。それでは、本件についての報告事項は以上とさせていただきます。よろしいですか。

続きまして、(3)ですね。いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告でございます。指導課よりお願いいたします。

指導課長

それでは、いじめ、不登校、適応指導教室の状況についてでございます。

いじめにつきましては、前年度未解消のものから今年度解消へ移ったものを差し引きまして、現在は、累計としましては23件ということになっているところでございます。

不登校につきましては、臨時休業等で授業日数は30日までに至っていないということでございますので、不登校としての報告はございません。ただし、前回もお知らせしたとおり、オンラインの効果もあって、前年度不登校になっていた子どもの約5割の子どもが徐々に登校を始めている傾向もあるということで、今後も見守っていきたいというところでございます。

適応指導教室につきましては、現在4名が学んでいるところでございます。今年度、私のほうが研究所の所長のほうも兼務しておりまして、時々白鳥教室のほうも見に行き確認をしてきておりますが、新しくカウンセラーも替わり、また違ったアプローチをしながら授業を行っているところでございます。現在は、小学校6年生と中学校2年生、様々、花を生けたりするような活動も行ったりしながら、いろいろな学びの充実を図っているところでございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

現在のところ、そういった状況でございます。

この件につきまして、ご意見等がございましたら。

俣野委員。

俣野委員

先ほどちょっとおっしゃっていましたが、オンラインにより、不登校の子の中で5割の生徒がオンライン授業に参加をしたということなのか。

坂田教育長

指導課長。

指導課長

すみません。説明が不足していて、すみません。

昨年度、この不登校者数として数えられた子どものうち5割の生徒が、分散登校以降の登校に、学校に足を向けているというか、登校している傾向にあるということでございます。何らかのよい効果があったとは予測はしているのですが、今後もしっかりと見守っていくことが大切だというふうに考えているところです。

俣野委員

それは、きっかけはオンライン授業がきっかけでつながれるようになった

指導課長

ことも含まれているのですか。

中にはオンラインで久しぶりに会ったというような形もあったようで、全家庭、全児童生徒を対象にＩＤとパスワードを配付しましたので、やはり１つのきっかけづくりにはなったのではないのかと。現在もオンラインで授業を受けたいというような希望も来てはいるところで、実際に白鳥教室のほうから、学校の配慮により、白鳥教室からそのパソコンを教室に置いてもらって、グループワークなどにもそこで意見を言えるようにしてもらったなんていうこともありますので、今後、個人情報漏れる等の心配をきちんと整理しながら、そういった子どもの学び、関わりというものにもつなげていければいいというふうに思っておりますし、学校のほうもいろいろ考えているところであります。

俣野委員

ありがとうございました。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、当案件の報告は以上といたします。

続きまして、九段中等教育学校からでございます。九段中等教育学校における新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への対応ということでございます。

それでは、説明をよろしく願いいたします。

お願いします。

九段中等教育学校経営企画室長

はい。九段中等教育学校では、高等学校、後期課程に当たるわけですが、授業料あるいは修学旅行、補助教材とかも含めた学校徴収金等につきまして、保護者の経済的負担、その軽減を図るために、国や東京都の給付金等の制度を活用しております。今般、東京都の給付金等について、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯を支援するため、以下の変更がございました。

まず１つが東京都国公立高等学校等奨学のための給付金というものでございます。これにつきましては、授業料以外の教科書とか教材、学用品等の教育費の負担を軽減するために、返済不要ということで給付金が与えられるという、国からの補助金が３分の１ほど入っているのですが、東京都の給付金事業ということで、これまで保護世帯あるいは非課税世帯というようなことで、３万２,３００円から、非課税でも１５歳から２３歳まできょうだいがいる第２子以降については１２万９,７００円まで、年額で、保護者のほうに申請すれば入っていたわけですが、今般、家計急変により収入が急に減ったという家庭につきましては、その減った金額等によりまして、生活保護に近い金額であれば３万２,３００円。そして非課税世帯になるような金額であれば、このような（２）（３）と同じような金額という形で、家計急変による条項が加わったということでございます。

基準日が一応ありまして、例えば、４、５、６月あたりからもう減ったと

いうことであれば、その上の金額なのですから、7月、6月ぐらいまではまだ大丈夫だったのだけれども、それから例えば倒産したとか、解雇されたとかということで、それ以降に収入が減ったという家庭につきましては、この上記の金額を、年額、その金額を12で割って、そして家計急変の月の翌月から3月までの月数を乗じた額という形になっております。例えば10月から解雇されたと。それで減ったということであれば、11月から、11、12、1、2、3という形で、5か月分が、12分の5は出ると。

それに加えて、今回オンライン学習ということで、各家庭で通信費がかかったであろうということで、その通信費相当額の追加も項目として入ったということでございます。これにつきましても、7月以前であれば1万円、そして7月以降であれば、これも同じような感じなのですから、月1,000円掛ける、そういった、翌月から3月までの月数という形でございます。

2点目につきまして、これが、2番ですけれども、東京都立高等学校等給付型奨学金というものでございます。これは東京都独自の給付型の奨学金ということで、これは、我々九段中等でも、この表の下にありますように、学校徴収金というものを集めているわけでございます。学校行事だとか、あるいは模試を受けるとか、あるいは英検、あるいはGTEC、漢検等を受けるというものについて、学校徴収金ということで集めているわけでございます。九段中等の場合、海外に行くということもございまして、学年によっては二十六、七万集めるときはあるのですけれども、そういった学校徴収金に対して、生活保護あるいは非課税等につきましては5万円が支給されると。これは保護者に直接支給されるのではなくて、学校のほうに支給されまして、そして、例えば27万円を仮に徴収したら、いろいろ積立金とか、あるいは実際使ったお金をやって、年間、仮に1万円を返還するときに、5万円を、そのまま入ったらプラスで、要は1万円返すところ、6万円が返還されるという制度でございまして、この中に家計急変の項目が入ったということでございます。

これの目安でございますけれども、生活保護、非課税等につきましては、大体年間、年収が250万ですか、未満の方々は5万円、そして住民税の所得割額が8万5,500円未満の世帯につきましては、これも家計急変も同じですけれども、大体年収の目安としては250万から350万円未満ということですから、それについては3万円が支給されるということでございます。

これにつきましては、東京都のほうから何が該当するというようなものが大体出ておりまして、ここに我々のほうで、学校徴収金で集めている中で該当するのが以下のような状況となっております。

1と2もそうなのですから、申請書類としては、保護者の収入が減ったというような、家計急変の発生事由を証明する書類、解雇通知だとか、あるいはその前後の収入を証明する書類等をつけていただきます。

これにつきましては、学校のホームページ、あるいは生徒たちへの保護者に対して案内、パンフレットを配布しまして、周知に努めて、このような世

	帯については補助金がもらえるような形で対応したいと考えております。 報告については以上です。
坂田 教育長	はい。ありがとうございました。 ご質問等がございましたら、お願いいたします。 金丸委員。
金 丸 委 員	普通に考えると、生活保護受給世帯というのは、言ってみれば収入として最低レベルであるのではないかと思っていたのです。それで、所得割額が非課税の世帯というのは、そうでない人たちだから、もう少し上の人たちまで入っているのではないかと。そうすると、支給額が、生活保護受給世帯は3万2,300円なのに、所得割非課税世帯が8万4,000円って、この何かバランスの悪さは一体何なのだろうというのは、ちょっと疑問に感じましたので、この辺の説明をしていただけるとありがたいと思います。
坂田 教育長	お願いします。
九段中等教育学校経営企画室長	これにつきましては、生活保護受給世帯というのは、既にその生活保護になった時点で、生業扶助というようなことで、学用品とかそういうようなものも含めて、生活に値するような手当をもう既に支給されていると。なので、これに加えてこういう給付金の額を与えるということで、非課税世帯と生活保護の均衡を失しないような形で、この金額を設定したというふうに国からは聞いております。
金 丸 委 員	ありがとうございます。
坂田 教育長	よろしいですか。 俣野委員。
俣 野 委 員	（４）番の、この、家計急変世帯というのがありますよね。企業ですと例えば売上げが半分になったとか、そういう基準があるのですけれども、その辺の減少幅とかそういったものは、具体的には別にはないのですか。
九段中等教育学校経営企画室長	調べまして、後ほど回答いたします。
金 丸 委 員	多分このつくり方からすると、その基準というのが、この最初の（１）（２）（３）に該当するのだと思うのです。要するに激変して収入が減ったその月から後の状況が、生活保護受給世帯と同じような状況になるとか、もしくは所得割額が非課税になる。そういうラインなのだとということが前提での制度だと思う。そうしないとバランスが悪くなってしまいますので。
九段中等教育学校経営企画室長	例えば5万円の支給とかというと、生活保護とか非課税とかなのですけれども、それが、例えば世帯人数によって、年収の見込みが170万から270万とかと違うのですけれども、そういった所得額を出してもらって、それから基礎控除とか配偶者控除、扶養控除とかを差し引いて、そして課税所得を出して、そこから、区市町村民税と都道府県民税で10%なので、それを引いて住民税を出す。そこから調整控除を引いて、住民税の所得割額を出す。そしてそれが幾らになるかによって決まっていくと。
坂田 教育長	はい。ということは、やはりこの（１）から（３）に準ずるぐらいの落ち込み方があった場合には、というようなことのようにですね。

坂田教育長	ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 (な し) はい。これは国・都の制度ですので、ひとつ運用してまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。 それでは、報告事項は以上です。
-------	--

◎日程第2 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(7月20日号)掲載事項

坂田教育長	その他事項に参ります。 総務課からの情報提供です。お願いします。
子ども総務課長	教育委員会行事予定表のほうをご覧ください。教育委員会の行事予定表につきましては、今、定例会と指導課訪問のみの記載となっております。徐々に児童館ですとか細かな行事は始まっているところではありますが、大きな行事は行われていないというところで、今回もこういった、さっぱりとした予定表となっております。 あと7月31日、前回ご案内しましたとおり、教育委員会臨時会のほうを開かせていただきますので、そう予定表にも落とし込まれてございます。 行事予定表のほうは以上です。 続きまして、広報千代田7月20日号の広報原稿一覧のほうをご覧ください。子ども部と地域振興部関係で、全てで11件でございます。定例的に掲載しているものもございますが、若干、今回に限って掲載しているものはございますので、ご案内いたします。 1つ目、子育て推進課からは、東京都ひとり親家庭支援事業についてということで、前回、報告させていただきました児童扶養手当受給世帯に対して食料品等を提供する事業のご案内。あと3つ目、児童・家庭支援センターのほうからは、千代田フレンズでトワイライトステイ、日中一時預かりを開始というものがございます。 引き続いて、裏面のほうをご覧くださいますと、学務課のほうからは、就学援助について、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯へのご案内。あと文化振興課のほうからは、夏休みに向けて開館時間を繰り上げするというもの。あと11番目、最後、夏期の合同ラジオ体操会が中止というようなお知らせの掲載が載る予定でございます。 情報提供のほうは以上でございます。
坂田教育長	はい。ありがとうございました。 相変わらず、ちょっと行事予定のほうは、昨今の状況から、展開するのは難しいという状況が続いておりますので、こんな状況でございます。 何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで

	すか。
	(な し)
坂 田 教 育 長	はい。ありがとうございました。
	中川委員。
中 川 委 員	すみません。3番の児童・家庭支援センターの「千代田フレンズでトワイ ライトステイ、日中一時預かりを開始」というのがありますけれども、この 社会福祉法人福田会、児童養護施設広尾フレンズ。ここの説明をお願いした いと思ったのですけれど。
坂 田 教 育 長	はい。よろしいでしょうか。
	では、この事業内容を含めて、ひとつ。お願いします。
児童・家庭支援センター所長	はい。こちらの千代田フレンズにつきましては、本年2月から神田司町二 丁目のほうにオープンをいたしました、子どもショートステイの施設でござ いまして、そちらの運営の事業者が、こちらはプロポーザル方式で選定をい たしました社会福祉法人福田会児童養護施設広尾フレンズです。
	こちらにつきましては、昨年度来、教育委員会のほうにご報告をさせてい ただいたところでございまして、今般、この千代田フレンズ、この運営事業 のメニューとして、ショートステイだけではなくて、トワイライトステイや 日中の一時預かり、こういったものも当初からメニューとして想定をして、 運営事業者のほうで運営していただく予定でございましたけれども、この 間、コロナ等の状況に鑑みまして、これはちょっとストップといいますか、 これまでショートステイのみを実施していたところでございますが、改めて 7月からこのメニューを、トワイライトステイ、あるいは日中の一時預か り、当初想定をしていたフルスペックの事業運営を行うという、そういった 趣旨でのご案内でございます。
	ご説明は以上です。
中 川 委 員	ありがとうございました。
坂 田 教 育 長	はい。よろしいですか。
	金丸委員。
金 丸 委 員	確認のために。要するに、まず1つは、主催者は、ちょっとこの書き方だ と、社会福祉法人福田会と、それからフレンズと、2つかなと僕は最初見て しまったのですけれど、そうではなくて、これで一体の1つのことを示して いたわけですね。
坂 田 教 育 長	はい、どうぞ。
児童・家庭支援センター所長	金丸委員ご指摘のとおりでございまして、社会福祉法人福田会児童養護施 設広尾フレンズという、こういう長い名称で、これが運営の事業主体という ものでございます。
金 丸 委 員	あと、もう1点だけ。トワイライトステイという文字からすると、宿泊で はなくて夜遅くまで預かるというイメージになるのだけれど、それでよろし いのですか。
児童・家庭支援センター所長	はい。金丸委員お尋ねのとおりでございまして、宿泊ではなく、午後10時

坂田教育長

までお子さんを夜間の時間帯もお預かりをするというものでございます。

いいですか。

ということでございます。

それでは、ほかにもございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、その他案件も終了させていただきます。

休憩します。